(オ)　北緯二五度四三分二四秒
　　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒
　　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年九月二十日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十月三日から同月七日まで（予備、同月八日から同月十日まで）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒
　　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒
　　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒
　　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
七　号　鶴岡市矢馳字中田二〇五番から同市白山字村北一五二番　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所一まで

○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA　七・一〇〇～一〇七・〇〇（五二・九四〇）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　七・一〇〇～一〇七・〇〇（五二・九四〇） 二二・〇〇〇～一九四・〇〇〇（四〇・五三四）	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
厚木市上依知字中山下四八六番二から同市上依知字八幡ケ谷戸六一五番二まで	前	四九〇～三七〇〇（〇〇・二七二）	相模原市南区当麻字上河原二六九九番一から同市南区当麻字上河原二六七〇番一地先まで
	後	四九〇～六二〇〇（〇〇・二七二）	
〃	前	二三一・一八～二六七・四九（〇〇・〇五三）	〃
	後	二三一・一八～二六七・四九（〇〇・〇五三）	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
四百六十八号　厚木市上依知字中山下四九一番七地先から同市上依知字八幡ケ谷戸六一五番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
〃　相模原市南区当麻字上河原二六九九番二から同市南区当麻字上河原二六七〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十三年九月二十日

関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　アール・イー・ジャパン株式会社
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	木内　哲郎
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十三年八月五日